

2023年度 学校法人宝仙学園 こども教育宝仙大学ガバナンスコードの遵守状況

2024年7月23日

【遵守状況評価基準】◎：遵守できている ○：概ね遵守できている △：不十分な点がある ×：全項目未実施

第1章 私立大学の自主性・自律性（特色ある運営）の尊重			
<p>私立大学の存在意義は、建学の精神・理念にあり、それに基づく独特の学風・校風が自主性・自律性として尊重され、個性豊かな教育・研究を行う機関として発展してきました。私立大学は、社会の発展と安定に不可欠な極めて厚い中間層の形成に大きく寄与してきました。また、私立大学は地域社会において高等教育へのアクセスの機会均等と知的基盤としての役割も果たしてきました。</p> <p>今後とも、学校法人宝仙学園こども教育宝仙大学は、建学の精神に基づく、私立大学としての使命を果たしていくために、また、教職員はその使命を具現する存在であるために、日本私立大学協会の制定した「私立大学版ガバナンス・コード」に準拠しながら、適切なガバナンスを確保して、時代の変化に対応した大学づくりを進めていきます。</p> <p>また、中期的な計画を策定・公表し、学生をはじめ様々なステークホルダーに対し、私立大学の教育、研究及び社会貢献の機能を最大化し、価値の向上を目指していきます。</p>			
ガバナンス・コード		遵守状況	
1-1	建学の精神	◎	建学の精神を掲げ、大学の理念を定めています。
1-2	教育と研究の目的（私立大学の使命）	◎	学則に定められた教育目的及び研究目的を達成するため、教育・研究活動を実施しています。法人・大学の中期計画(3か年)を策定し、これに基づき各年度計画を作成、実施し理事会で報告しています。

第2章 安定性・継続性（学校法人運営の基本）			
<p>私立大学は、社会から、教育・研究及び成果の社会への還元という公的使命を負託されており、社会に対して説明責任を負っています。従って、その設置者である学校法人は、経営を強化しその安定性と継続性を図り、私立大学の価値の向上を実現し、その役割・責務を適切に果たします。学校法人は、このような役割・責務を果たすため、自律的なガバナンスに関する基本的な考え方及び仕組みを構築します。</p>			
ガバナンス・コード		遵守状況	
2-1	理事会	◎	関係法令、寄附行為、諸規則及びガバナンスコードに則り、適正に運営しています。
2-2	理事	◎	関係法令、寄附行為、諸規則及びガバナンスコードに則り、その責務を適切に果たしています。
2-3	監事	◎	関係法令、寄附行為、諸規則及びガバナンスコードに則り、その責務を適切に果たしています。
2-4	評議員会	◎	関係法令、寄附行為、諸規則及びガバナンスコードに則り、適正に運営しています。
2-5	評議員	◎	関係法令、寄附行為、諸規則及びガバナンスコードに則り、その責務を適切に果たしています。

第3章 教学ガバナンス（権限・役割の明確化）			
<p>学長の任免は、こども教育宝仙大学学長選考規程に基づき、「理事会が行う」とあり、宝仙学園教学組織規則において、「学長は、大学の学務を掌理し、所属職員を統督する。」としています。</p> <p>私立学校法において「理事会は、学校法人の業務を決する」とありますが、理事会は、理事会の権限の一部を学長に委任しています。理事会及び理事長は、大学の目的を達成するための各種政策の意思決定、副学長、学部長等の任命、教員採用等については、学長の意向が十分に反映されるように努めます。</p>			
ガバナンス・コード		遵守状況	
3-1	学長	◎	学長は、大学の教学運営を統括し、所属教職員を総督しています。また、学部長による学長補佐体制を確立しています。
3-2	大学運営会議	◎	学則で役割を定め、学長が議長として大学の重要事項を審議しています。
3-3	教授会	◎	学則及び諸規則に則り、適正に運営しています。

第4章 公共性・信頼性（ステークホルダーとの関係）

私立大学は、常に時代の変化に対応した高い公共性と信頼性が確保されなければなりません。建学の精神・理念に基づき自律的に教育事業を担う私立大学は、こうした高い公共性と信頼性のもとでの社会的責任を十二分に果たして行かねばなりません。ステークホルダー（学生・保護者、同窓生、教職員等）はもとより、広く社会から信頼され、支えられるに足る存在であり続けるために、公共性と信頼性を担保する必要があります。

ガバナンス・コード		遵守状況	
4-1	学生に対して	◎	「授業ハンドブック」で3つのポリシー等を記載し、入学から卒業までの学びについて、「学生ハンドブック」で学生生活について、具体的に示しています。
4-2	教職員等に対して	◎	全ての委員会が教員と事務職員で構成され、教職協働で活動しています。FD及びSDを毎年実施し、質の向上に努めています。
4-3	社会に対して	◎	日本高等教育評価機構の認証評価を受審し、適合の評価を得ています。また、地域子育て支援事業や地域交流イベントの開催など、社会貢献・地域連携を図っています。
4-4	危機管理及び法令遵守	○	改正私学法の施行に向けた内部規範の整備と合わせ、今後も体制整備に取り組みます。

第5章 透明性の確保（情報公開）

私立大学は、日本における高等教育の大きな担い手であり、公共性が高く、社会に質の高い重要な労働力を提供する機関であることを踏まえ、法人運営・教育研究活動等について、透明性の確保にさらに努めます。

私立大学は、多くのステークホルダーから支持されることが必要ですが、大学の目的は教育・研究・社会貢献等多岐にわたっており、それぞれに異なるステークホルダーが存在することを踏まえた上で、法人運営・教育研究活動の透明性を確保します。

私立大学は、高等教育を担う公共性の高い機関であることから、企業のように、利益を追求する「株主への説明責任である」との位置付けとは異なり、法人運営・教育研究活動の公共性・適正性を確保し、透明性を高める観点からステークホルダーへの説明責任を果たします。

ガバナンス・コード		遵守状況	
5-1	情報公開の充実	◎	遵守項目のとおり実施しています。